

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費

項：医務費

目：医務費

事業名 医療安全対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号：058-272-1111 (内3240)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

1,601千円 (前年度予算額：

1,601千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,601	0	0	0	0	0	0	0	1,601
要求額	1,601	0	0	0	0	0	0	0	1,601
決定額	1,601	0	0	0	0	0	0	0	1,601

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

医療に携わる者が医療の安全性に対する正しい認識と理解を一層深め、チーム医療として組織的に取り組み、医療事故・院内感染防止対策に努めていくことが求められている。

(2) 事業内容

○医療事故等防止対策研修会の開催

<対象者> 病院・診療所の管理者(管理職クラス)など

<開催回数> 計8回

①県医師会 地域研修会：5圏域+全体研修会：1回

②県病院協会 全体研修会：2回

<研修内容>

県民に安全な医療を提供するために、医療事故・院内感染の発生原因の検証、同種事故例の再発防止対策及び苦情対応に係る人材育成を目的とした研修会を開催し、業務の再点検、医療事故等の防止体制の構築など、安全管理体制の整備を促す。

【医療安全支援センター運営事業】

医療法第6条の13に基づき、県が設置する「医療安全支援センター」において、医療安全情報の提供や研修会を開催する。

・患者や家族からの医療に関する相談窓口を設けて相談・苦情等を受け付け、医療を受ける側、供給する側の調整等を行う。

・相談事例等の取りまとめ、各医療機関等への情報提供及びフィードバックを実施

・医療安全推進協議会(国の運営指針に基づき設置)

委員8名で構成(学識経験者、医療を提供する側、医療を受ける側)

医療安全支援センターの運営方針、重要な事例に係る指導・助言等

(3) 県負担・補助率の考え方

医療安全対策は、一義的には、各医療機関自らが取り組むべき課題であるが、県下の小規模病院や診療所においては、一部不十分な医療機関があり、その取り組みへの支援が必要。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	110	協議会委員謝金等
旅費	50	協議会委員費用弁償、相談員旅費、講師旅費等
需用費	43	事務消耗品費、会議費
役務費	168	郵便料、電話代
委託料	1,230	医療安全研修会委託
合計	1,601	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県保健医療計画第8章第1節

(2) 後年度の財政負担

継続的な負担が必要

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

医療安全確保に必要な研修や助言等により、医療機関における医療安全対策体制の構築を支援し、また、医療に関する患者の苦情や相談等に迅速に対応し、患者等と医療機関との信頼関係の構築を支援する体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
						100%
①研修会の開催		8	8	8	8	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	<p>岐阜県医師会、岐阜県病院協会への研修委託業務、医療安全相談窓口の設置による県民からの医療相談の対応、医療安全対策協議会の開催。 医療機関における医療安全体制の構築及び苦情対応に係る人材育成を支援し、安全で質の高い医療の提供により県民に安心して医療を受けてもらえる体制を構築している。</p> <p>指標① 目標：4回 実績：8回 達成率：100%</p>
令和 5 年度	<p>岐阜県医師会、岐阜県病院協会への研修委託業務、医療安全相談窓口の設置による県民からの医療相談の対応、医療安全対策協議会の開催。 医療機関における医療安全体制の構築及び苦情対応に係る人材育成を支援し、安全で質の高い医療の提供により県民に安心して医療を受けてもらえる体制を構築している。</p> <p>指標① 目標：8回 実績：8回 達成率：100%</p>
令和 6 年度	<p>岐阜県医師会、岐阜県病院協会への研修委託業務、医療安全相談窓口の設置による県民からの医療相談の対応、医療安全対策協議会の開催。 医療機関における医療安全体制の構築及び苦情対応に係る人材育成を支援し、安全で質の高い医療の提供により県民に安心して医療を受けてもらえる体制を構築している。</p> <p>指標① 目標：8回 実績：8回 達成率：100%</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>医療安全対策は、一義的には、各医療機関自らに取り組むべき課題であるが、県課の小規模病院や診療所においては、支援を要する医療機関があり、その取り組みへの支援が必要。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 3	<p>医療の安全に対する県民の関心が高いこと、医療相談窓口への相談件数において、特にコミュニケーションに関するものが増加傾向にあることから、医療事故防止等及び苦情や相談対応に係る人材育成を中心とした研修が、患者等と医療機関との信頼関係の構築に有効である。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 2	<p>医療相談窓口で受けた苦情等を医療機関へ伝えることにより、医療機関での体制構築に役立てることができる。また、医師会、病院協会に研修を委託することにより、より現場の要望に応じた内容の研修を行うことができる。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機関によって医療安全体制に差があり、医療機関への意識啓発が必要。 また、医療に関する正しい知識を有して医療を受けることがトラブル回避へとつながることから、県民への意識啓発も必要。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 当該事業は法律に位置付けられているため、継続すべき事業である。また、医療の安全に対する県民の関心は高く、医療機関での医療安全対策の構築の支援を続ける必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	